

学校図書館メディア基準の解説

公益社団法人全国学校図書館協議会
専門委員会

はじめに

新学習指導要領の実施に向け、各学校図書館では情報資源（学校図書館メディア）の更新を計画的に進めているところである。

その際に数量的な基準となるのは、「学校図書館図書標準」（平成5年3月 文部省）である。これは公立義務教育諸学校（小学校、中学校、特別支援学校の小学部、同中学部）に整備すべき蔵書の標準を学級数ごとに定めたものである。この標準は蔵書の総数を示しただけで、分野別の蔵書構成については定められていない。

蔵書の総数と構成比率を示したものは「学校図書館メディア基準」（2000年3月 全国学校図書館協議会）である。この基準では、図書、新聞、雑誌、オーディオソフト、ビデオソフト、コンピュータソフトの各メディアの基準数量に加えて、図書の主題別（NDCの類別）蔵書配分比率を校種別に示している。

改訂の趣旨

学校図書館メディア基準（2000年3月21日制定）は、教育課程の展開に寄与し、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的とする学校図書館に必要な、印刷メディア、視聴覚メディア、電子メディア等、学校図書館メディアの最低基準を定めたものである。制定後、20年の節目に当たり、学習指導要領に示されたカリキュラム・マネジメントを視野に入れて、学校教育の中核に位置付く学校図書館の機能を発揮するのに必要な基準を示すことにした。

【1】基本原則

本基準は、印刷メディア（図書、新聞、雑誌等）、視聴覚メディア（CD、DVD等）、電子メディア（アプリ、webサイト、動画サイト、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY等）をもって構成する。

全国学校図書館協議会は、その後の学習指導要領改訂、児童生徒の学習内容や学習活動の変化、近年の出版状況や新たな電子メディアの普及等を踏まえて検討を進めてきた。このほど「学校図書館メディア基準」の改訂案をまとめるに至ったので発表する。

1 蔵書の最低基準冊数の根拠

文部科学省の平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」では、1校当たりの蔵書冊数は、小学校が約8,920冊、中学校が約10,785冊、高等学校が約23,793冊とある。一方、蔵書を各教科の学習等で活用するには、探究型学習の推進や、外国語、「特別の教科 道徳」、高等学校の国語、公共などの教科・科目の再編に対応するためにタイトルを増やす必要がある。こうした理由から、最低基準冊数を小学校15,000冊、中学校20,000冊、高等学校30,000冊とした。また、義務教育学校、中等教育学校については、それぞれ対応する小学校、中学校、高等学校における「蔵書の最低基準冊数」を準用する。なお、特別支援学校については、学校や児童生徒の実情に応じて対応することが望ましい。

【2】印刷メディア（図書）

「蔵書の最低基準冊数」

(冊)

1. 蔵書の最低基準冊数

「蔵書の最低基準冊数」の計算式は、右表を用いる。
右下は「蔵書の最低基準冊数」のグラフである。

学級数	小学校	中学校	高等学校	備考
1～6	15000	20000	30000	
7～12	15000+700×A	20000+800×A	30000+900×A	A=6をこえた学級数
13～18	19200+600×B	24800+700×B	35400+800×B	B=12をこえた学級数
19～24	22800+500×C	29000+600×C	40200+700×C	C=18をこえた学級数
25～30	25800+400×D	32600+500×D	43800+600×D	D=24をこえた学級数
31以上	28200+300×E	35600+400×E	47400+500×E	E=30をこえた学級数

2 蔵書の配分比率の意義

各学校図書館ではメディアの「収集方針」や「選定基準」など明文化された方針や基準を作成することで、選書の公正さを確保するよう努めている。

だが、1冊1冊の図書選択が適切に行われたとしても、それらが蔵書となって総体として見たときに、分野により偏りが生じることがある。

各学校図書館では定期的に自館の蔵書構成を把握し、標準的な配分比率に照らして手薄な分野を重点的に収集することでバランスの良い蔵書構成を実現することができる。

蔵書の配分比率の標記については、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校についても細かく示す必要があるかを検討した。しかし、義務教育学校については小学校と中学校、中等教育学校については中学校と高等学校の配分比率を準用し、教育課程や地域の実情を考慮してほしいと判断し、小学校、中学校、高等学校別の配分比率のみとした。なお、特別支援学校については、学校や児童生徒の実情に応じて対応してほしい。

2. 蔵書の配分比率

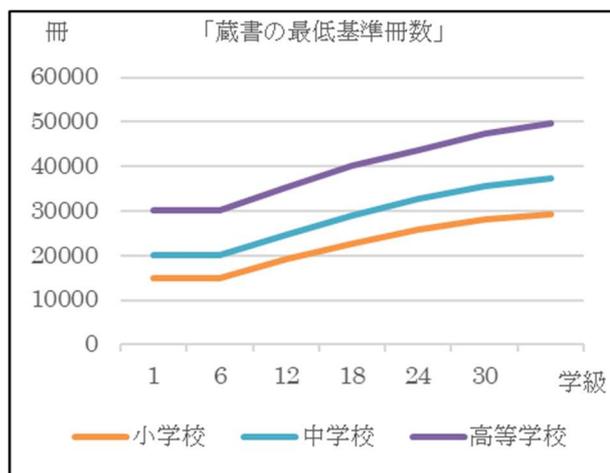
(1) 標準配分比率

蔵書の配分比率は、冊数比とし、次の数値を標準とする。義務教育学校、中等教育学校については対応する校種の標準配分比率を準用する。

(2) 配分比率の運用

配分比率の運用には、次の事項を考慮する。

- ・教育課程、地域の実情等を考慮する。
- ・絵本、まんがは、主題をもとに、分類する。
- ・特別支援学校は、各校の実情に応じる。
- ・専門教育を行う学科又はコースを有する高等学校・中等教育学校は、その専門領域の図書の配分比率について考慮をする。



「蔵書の配分比率」

(%)

	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 技術	6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学	合計
小学校	6	3	16	10	16	6	5	8	5	25	100
中学校	6	5	16	10	15	6	5	8	6	23	100
高等学校	7	7	16	12	14	6	4	8	7	19	100

蔵書の配分比率を検討するにあたり、児童生徒が読書の楽しさや喜びを味わうのに必要な蔵書冊数について9類を中心に議論した。学校図書館の蔵書冊数の現状や読書活動の実情などを参考にして、小学校約4,000冊、中学校約5,000冊、高等学校約6,000冊程度が必要だとの結論を得た。この数字は各校種の最低基準冊数（小学校15,000冊、中学校20,000冊、高等学校30,000冊）を母数とすると、小学校の4,000冊は26.7%、中学校の5,000冊は25%、高等学校の6,000冊は20%にあたる。

この「学校図書館メディア基準」に示された主題別配分比率は、20年間にわたって蔵書構成の目安として機能してきた。特に文学の図書の増加に一定の歯止めとしての役割を果たしてきたことを強調したい。

学校図書館がもっぱら「読書センター」としての機能を果たしていた時代には、児童生徒の求めに応じて文学の比率が大きくなりがちで、9類の図書の比率が40%を超える学校図書館もあった。

そのため、他の類の図書が相対的に手薄となり、学校図書館メディアを活用した授業や、児童生徒が主体的に情報・メディアを活用して課題を解決しようとする、教科や単元によっては蔵書が不十分なために効果的な学習活動が行えないこともあった。

従前の「学校図書館メディア基準」は、学校図書館が「読書センター」機能に加え、「学習センター」「情報センター」としての機能を充実させるために、9類の図書の比率を小学校で25%、中学校で23%、高等学校で19%として、他の分類の図書をバランスよく収集することにより「教育課程の展開に寄与」（学校図書館法第2条）する学校図書館像を示した。

蔵書に占める9類の図書の比率が高かった学校の中にはこの数字はあまりにも低すぎるという当惑の声も多く

あったことと思われる。児童生徒が読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身につけるようにするため、児童生徒が喜ぶ読み物をたくさん用意することも学校図書館の大切な役割のひとつである。

だが、学校図書館に限られた図書予算が読み物の購入に多く割かれ、学習活動のための資料が十分に備えられなければ、「学校図書館は昼休みや放課後に一部の本好きの児童生徒が本を読むところ」という誤ったイメージから脱することができなくなる。

今回の「学校図書館メディア基準」の改訂案でも、9 類の配分比率はやや低めに設定している。これは児童生徒の利用実態やリクエストなどにより 9 類の図書が多くなりすぎないように、全体のバランスを絶えず意識しながら図書選択をしてほしいという当会からのメッセージでもある。

もちろんこの配分比率は目安なので、予算規模や蔵書冊数、授業での利用の実態など各学校図書館の実情に合わせて運用することは差し支えない。

3 各類の改訂ポイント

- 「0 類（総記）」は、高等学校でのレファレンスツールの充実が不可欠だと判断して、高等学校を 7%とした。
- 「1 類（哲学）」は、生き方に関するものなどがあり小学校を 3%、中学校を 5%に引き上げた。
- 「2 類（歴史）」と「3 類（社会科学）」は、その合計を社会科の資料と考えて、2 類を 16%とした。また、3 類は小・中学校を 10%、高校は 12%とした。
- 「4 類（自然科学）」は、小学校、中学校、高等学校と校種が変わるにつれて配分比率が下がるよう、傾斜配分をしている。その理由はふたつある。ひとつは小学校では写真絵本や図鑑類など発達段階や興味関心に即した本が豊富に刊行されており、小学生が本を入り口として自然科学と出会うことの重要性を考慮したためである。もちろん中・高校生も本を通して自然科学と出会うことが重要であることに変わりはないが、中・高校生向きに書かれた自然科学の本は小学生向きに比べて格段に少なく、実験や観察など本以外の方法で自然科学と出会う機会も増える。もうひとつの理由は、小学校の最低基準冊数が 15,000 冊、中学校が 20,000 冊、高等学校が 30,000 冊であり、配分比率が下がっても実際の冊数は校種が上がるにつれて増加するからである。
- 「5 類（技術）」「7 類（芸術）」は、幅広い分野の図書を揃えられるように、どの校種も配分比率を同じにした。「6 類（産業）」は、課題を解決する学習への対応を考慮して、小・中学校は 5%とし、高等学校は 4%とした。この類の図書は、そもそも小・中・高校生向きの出版点数が少ない現状を考慮し、大幅な改訂は見送った。
- 「8 類（言語）」は、小学校で行われていた「外国語活動」が正式な教科になるなど教育課程上大きな変化があったことや、中・高等学校で外国語多読の活動が広がっていることなどを踏まえて、言語活動の充実や多文化共生などの視点から小学校 5%、中学校 6%、高等学校 7%に引き上げた。
- 「9 類（文学）」は、読書の楽しさや喜びを味わうのに必要な冊数を検討し、小学校は 25%、中学校は 23%に引き下げ、高等学校は 19%に据え置いた。

4 校種別の改訂ポイント

①小学校

小学校は、今回の改定で児童の実態や他の校種とのバランスを考慮して、配分比率を大幅に見直した。

1 類（哲学）は、生き方に関する学習資料を充実させるために配分比率を 1 ポイント引き上げた。

4 類（自然科学）は、自然に対する興味関心を持つきっかけとなるもので、図鑑などの充実が必要と考え配分比率を 1 ポイント引き上げた。

8 類（言語）は、外国語教育や日本語を母語としない児童への対応を考慮して配分比率を 1 ポイント引き上げた。

9 類（文学）は、全体のバランスを考慮して 1 ポイント引き下げた。

②中学校

中学校は、今回の改定で各類のバランスを検討して、最小限の手直しに留めた。

1 類（哲学）は、友人関係や自らの生き方について考えることができるよう、配分比率を 2 ポイント引き上げた。

8 類（言語）は、引き続き言語活動の充実に対応するために配分比率を 1 ポイント引き上げた。

9 類（文学）は全体のバランスを考慮して 2 ポイント引き下げた。

③高等学校

高等学校は、今回の改定で全体のバランスを考慮して小幅な手直しをするにとどまった。

- 0 類（総記）では、従来、百科事典、年鑑、叢書、全集など多く収集していたが、近年この分野の高校生向けの図書は少なくなっている。しかし教科「情報」に関する本がこの類に含まれることから配分比率を1ポイント引き上げた。
- 3 類（社会科学）では、高等学校学習指導要領の改訂により新科目「公共」が登場したが、学校図書館で収集するメディアには大きな影響はないと考えられる。この類には「教育」も含まれ、キャリアガイダンス（進路）に関する本が多く利用されていることから配分比率を1ポイント引き上げた。
- 7 類（芸術）は、主題が多岐にわたり、美術では全集、スポーツでは競技種目別などのシリーズものが多いことから配分比率を1ポイント引き上げた。
- 8 類（言語）は、外国語多読の活動だけでなく、各国語の基本的な辞典や会話集、学習入門書、言語学の入門書などにも目配りをしたい。こうしたことに対応して配分比率を1ポイント引き上げた。

配分比率の改訂は全体のバランスを考えて行うものであり、単なる数字合わせではない。総和が100%である以上、ある類で1ポイント高めれば、どこかの類で1ポイント削らなくてはならない。高める方には理由があっても、下げる方はバランスの調整のため、という理由しかないこともある。

今回の改訂で従来よりも配分比率を下げたからといって、その類を軽視しているわけではないし、校種の中で相対的に配分比率が低い場合も、その校種ではその類の蔵書が少なくてよい、という意味ではない。

「義務教育学校」「中等教育学校」については今回、配分比率を示さなかった。校地を共有する一貫型か、校地を異にする連携型か、など学校の実情に合わせて柔軟に運用してほしい。

5 新聞

新聞には、全国紙、地方紙、英字紙、専門紙、小・中学生対象の新聞等、がある。新聞に関しては、購読紙数の最低基準を示すに留めた。購読部数については、各校の実情に応じて配慮してほしい。

【3】印刷メディア（新聞）

新聞の購読紙数は、学級数にかかわらず、小学校6紙、中学校8紙、高等学校10紙を最低基準とする。購読部数については、数量基準を定めない。

6 雑誌

雑誌は最低基準をタイトル数で示した。ここでは、継続資料としての雑誌を対象とする。

【4】印刷メディア（雑誌）

雑誌の最低基準はタイトル数を学級数に応じて定める。

「雑誌の最低基準数」 (タイトル)

学級数	小学校	中学校	高等学校
1～12	10	15	20
13以上	15	20	25

7 視聴覚メディア（CD、DVD等）

近年、視聴覚メディアのデジタル化が進み、電子メディアとの区別が難しい状況にある。ここでは、オーディオ（音声）やビジュアル（静止画・動画）は、CDやDVD等のメディアに収められていて、専用の再生装置（視聴覚機器）が必要なものを対象とした。なお、DVD等については、著作権法上貸出禁止のものも含める。

【5】視聴覚メディア（CD、DVD等）

視聴覚メディアのうち、CDやDVD等のメディアに収められていて、専用の再生装置（視聴覚機器）が必要なものを対象とする。

「視聴覚メディアの最低基準数」 (枚)

学級数	小学校	中学校	高等学校	備考
1～6	200	300	400	
7～12	200+22×A	300+24×A	400+26×A	A=6をこえた学級数
13～18	332+20×B	444+22×B	556+24×B	B=12をこえた学級数
19～24	452+18×C	576+20×C	700+22×C	C=18をこえた学級数
25～30	560+16×D	684+18×D	832+20×D	D=24をこえた学級数
31以上	656+14×E	792+16×E	952+18×E	E=30をこえた学級数

8 電子メディア

電子メディアは、アプリ、web サイト、動画サイト、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY 等多様である。これまでの「学校図書館メディア基準」では、有料の印刷メディアや視聴覚メディアを対象としているため、電子メディアについても有料のものを対象とする。印刷メディアと電子メディアに関しては、紙市場の規模が圧倒的に大きい。現在入手可能な電子メディアは、紙よりもかなり少ないが、紙市場は減少傾向にあり電子市場は増加傾向にあるため、電子メディアの基準数は、「蔵書の最低基準冊数」の1/10程度とした。

【6】電子メディア（全般） 電子メディアは、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY 等、有料のものを対象に数量基準を定める。	「電子メディア数量基準数」				(件)
	学級数	小学校	中学校	高等学校	備考
	1～6	1500	2000	3000	
	7～12	1500+70×A	2000+80×A	3000+90×A	A= 6 をこえた学級数
	13～18	1920+60×B	2480+70×B	3540+80×B	B=12 をこえた学級数
	19～24	2280+50×C	2900+60×C	4020+70×C	C=18 をこえた学級数
	25～30	2580+40×D	3260+50×D	4380+60×D	D=24 をこえた学級数
	31 以上	2820+30×E	3560+40×E	4740+50×E	E=30 をこえた学級数

9 運用に関する事項

ここでは、運用に関する基本的な事項を確認するために、網羅的に列挙したものである。

【7】運用に関する事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 蔵書の最低基準冊数に達していない場合には、10年間を目途に整備を図る。 2. 特別支援学校においては、それぞれの校種別基準を準用するものとする。また、障害に応じて特に必要とする領域のメディアについては、考慮をする。特別支援学級を設置する学校においても同様とする。 3. 専門教育を行う学科またはコースを有する高等学校・中等教育学校・義務教育学校は、その専門領域に必要なメディアの冊数またはタイトル数を最低基準冊数または最低基準タイトル数に加える。 4. 蔵書の構成にあたっては、配分比率とともに、各学年の発達段階を考慮するものとする。特に小学校にあたっては、1、2 学年向けの図書を蔵書の1/3を目安に確保することが望ましい。 5. 印刷メディア、視聴覚メディアは10年間、電子メディアは3年間を目途に更新を図る。 6. 学校図書館の機能を十分に発揮するためには、中核となる地域の学校図書館支援センターの創設、地域の学校図書館・公共図書館や資料館等を相互に結ぶネットワークの組織化を行い、メディアの共有、相互利用を積極的に進める必要がある。